

令和8年度 交野市放課後児童会入会申請について

申請に必要な書類

必要書類は以下のとおりです。新規、継続に関わらず、8年度の入会希望者は全員申請が必要です。

	全員	該当者のみ	
申請時提出物 チェックシート	○		
交野市放課後児童会 入会申請書 (様式第1号)	○		
就労証明書 ※ 又は 申告書 (就労以外の事由による証明欄)	○		
口座情報報告書		○	新規入会の児童（継続入会の児童は7年度の口座情報を引き継ぐため提出不要）
交野市放課後児童会会費等 減免申請書 (様式第5号)		○	会費等減免制度の対象に該当する児童 (減免制度は入会要領P.4を参照)
配慮が必要な児童 について (保護者聞き取りシート)		○	児童会での集団生活において、配慮が必要な児童
食物アレルギー に関する調査票		○	食物アレルギーがある児童

※ きょうだい8年度に認定こども園等に在園予定の場合は、8年度の入会申請における就労証明書の提出を省略できる場合があります。詳細は裏面の上段をご確認ください。

申請受付期間・申請方法

申請の受付期間・申請方法は以下のとおりです。オンラインでの申請も可能ですので、ご自身に合った方法で申請してください。（※子育て支援課窓口での平日夜間・土日の受付は事前予約制です。）

期 受 付 間 令和8年1月6日(火) — 令和8年1月11日(日)

	子育て支援課 に提出 	児童会 に提出 	オンライン で提出 
新規入会者 	○	×	○
継続入会者 	○	○	○
受付時間 (上記受付期間中) 	・平日：9:30-19:00 ・1/10(土)：9:30-12:00 ・1/11(日)：9:30-12:00	・平日：13:00-18:30 ・1/10(土)：8:30-18:30 ・1/11(日)：受付なし	曜日に関わらず、 24時間受付 可能

※ 1/10(土)の児童会受付は、土曜日開会の児童会のみです。

- ・入会要領
- ・申請書類
- ・オンライン申請等



- 子育て支援課
平日夜間・
土日窓口申請
予約フォーム



〈問い合わせ〉

交野市子育て支援課
TEL：072-810-5820

認定こども園等にきょうだいがいる場合の就労証明書の省略について

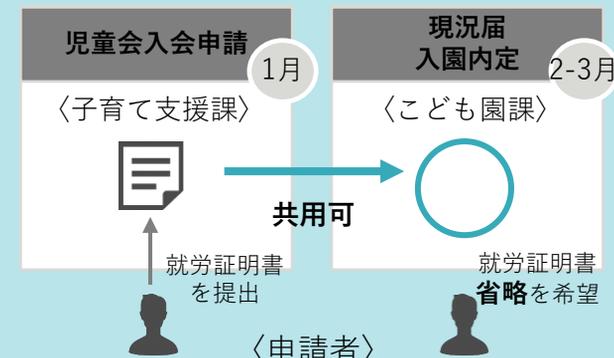
8年度に認定こども園等に在園するきょうだいがいる場合、児童会の申請と認定こども園等の現況届等の手続きのため、本来は短期間に就労証明書を2度取得していただく必要があります。しかし、本市では保護者の負担を軽減するため、認定こども園等の手続きで、保護者がこども園課に提出する就労証明書を子育て支援課が確認することで、児童会の申請における就労証明書の省略を可能としています。

令和8年度入会申請より、就労証明書が相互で共用できるようになりました。

NEW

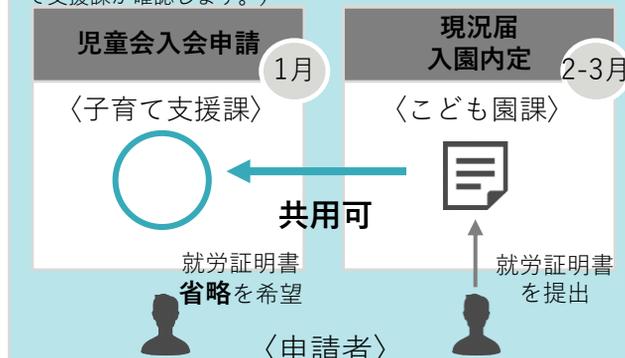
共用できる

児童会の申請で証明書を提出し、その後、こども園課の認定こども園等に係る現況届等の手続きで証明書の提出を省略することができます。詳細はこども園課にご確認ください。



省略できる

こども園課の認定こども園等に係る現況届等の手続きで、こども園課に就労証明書を提出する予定がある場合は、児童会の入会申請では、就労証明書の提出の省略が可能。(こども園課に提出があった就労証明書を子育て支援課が確認します。)



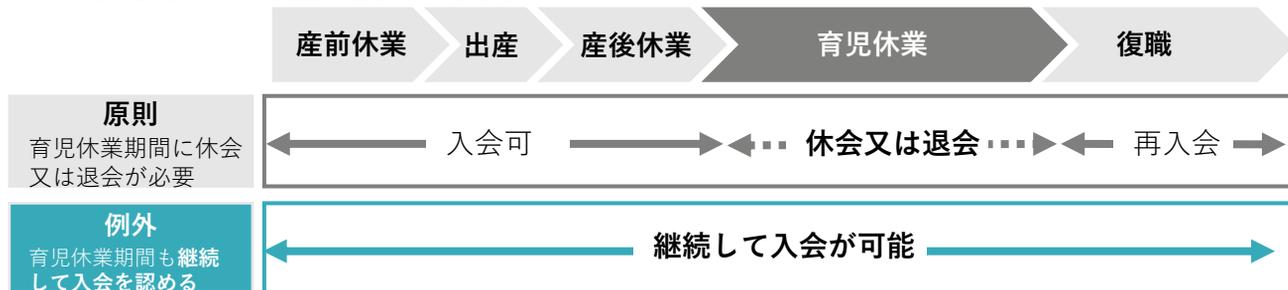
育児休業期間における児童会の継続入会を希望の方へ

- ・入会申請に必要な書類に加えて「**継続入会申出書**」を提出してください。
7年度中に継続入会中の方も、8年度に引き続き継続入会を希望する場合は**改めて提出が必要です**。
- ・4月1日時点で保護者が育児休業中の新1年生（3月末まで保育の制度における育児休業中の保育継続で認定こども園等に在園している児童に限る）も本取扱いの対象とし、4月1日からの児童会の入会を可能とします。希望者は「継続入会申出書」を提出してください。

※「継続入会申出書」の様式は、子育て支援課（窓口及びホームページ）と各児童会に設置しています。

〈継続入会制度の概要〉

保護者が下のきょうだいの育児休業を取得する場合は、家庭内での児童の保育が可能であると判断できるため、原則、その期間は児童会に入会することができません。ただし、既に児童会に入会している児童等で、児童の環境変化が好ましくない等の理由から保護者が特に希望する場合は、例外的に育児休業期間の継続入会を認める取扱いをしています。



今後のスケジュール

以下のとおり予定しています。入会の可否は2月末頃に書面で通知します。

